

＜新型コロナウイルス感染予防対策について＞

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

第57回 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年5月27日（木曜日）午前10時

（受付開始：午前9時）

場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホールⅡ」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第57回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙（書面）のご返送またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送



インターネット



わらべや日洋ホールディングス株式会社

証券コード：2918

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 2918
2021年5月12日

株 主 各 位

東京都新宿区富久町13番19号
わらべや日洋ホールディングス株式会社
代表取締役社長 大友啓行

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年5月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール II」
3. 目 的 事 項
 - 報告事項
 1. 第57期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
計算書類の報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.warabeya.co.jp/ja/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」および「個別注記表」とで構成されております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.warabeya.co.jp/ja/index.html>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年5月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホールⅡ」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年5月26日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年5月26日（水曜日）午後6時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2021年5月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行ってくださいようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）
 - ② スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、議決権行使書用紙に掲載しております「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
 - ③ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ④ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による悪化から持ち直しの動きがみられたものの、いまだ感染収束時期は不透明であり、依然として厳しい状況が続きました。

食品業界では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新しい生活様式に基づく消費者需要の変化が生じており、新たな経営環境への適応が求められています。

このような状況下、当社グループにおきましても、全ての事業セグメントで外出の自粛や経済活動停滞の影響を受けたことにより、当連結会計年度の売上高は、1,943億9百万円（前期比192億7千1百万円、9.0%減）となりました。

利益面では、減収影響や食材関連事業において棚卸資産評価損の計上などがあったものの、食品関連事業において工場再編による生産性の向上が寄与したことなどにより、営業利益は33億3千2百万円（前期比6億1千万円、22.4%増）となりました。また、業績が好調な中国関連会社に持分法を適用したことなどにより、経常利益は37億1千万円（前期比9億3千7百万円、33.8%増）となりました。一方、減損損失の計上や繰延税金資産の回収可能性見直しにより、親会社株主に帰属する当期純利益は6億8千2百万円（前期比3億2千7百万円、32.4%減）となりました。

セグメントごとの事業概況は、以下のとおりです。

【食品関連事業】

レジャー・外出需要の縮小などにより、おにぎりを中心に販売数量が減少し、売上高は1,604億1千7百万円（前期比150億8千6百万円、8.6%減）となりました。一方、利益面では、工場再編による生産性の向上や商品規格の見直しなどが寄与し、営業利益は42億6千1百万円（前期比11億2千4百万円、35.9%増）となりました。

【食材関連事業】

一部の水産加工品や鶏加工品の取扱高が減少したことなどにより、売上高は149億9千4百万円（前期比12億8千9百万円、7.9%減）となりました。また、利益面では、減収影響に加え、棚卸資産評価損を計上したことにより、7億5千7百万円の営業損失（前期は2億1千6百万円の営業損失）となりました。

【物流関連事業】

売上高は131億2千1百万円（前期比8億7千9百万円、6.3%減）となりました。一方、利益面では、取引価格の見直しなどにより、営業利益は4億4千7百万円（前期比2億3千1百万円、107.0%増）となりました。

【食品製造設備関連事業】

前期にあった外販向け大型案件の剥落などにより、売上高は14億7千3百万円（前期比4億3千7百万円、22.9%減）となりました。一方、利益面では、前期にあった一部債権に対する貸倒引当金計上の剥落などにより赤字幅が縮小し、1千2百万円の営業損失（前期は1億4千9百万円の営業損失）となりました。

【人材派遣関連事業】

本事業につきましては、2021年3月1日に当社グループ会社以外向け事業の譲渡を行い、当社グループ会社向け事業につきましても2021年6月1日に撤退を予定しております。

当期の事業概況につきましては、食品向けの人材派遣が減少したことなどにより、売上高は43億3百万円（前期比15億7千9百万円、26.8%減）となりました。また、利益面では、減収影響に加え、事業撤退関連費用を計上したことなどにより、2億7千7百万円の営業損失（前期は1億4千万円の営業利益）となりました。

事業別売上高

事業	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	前 期 比 (%)
食 品 関 連 事 業	175,503	160,417	△8.6
食 材 関 連 事 業	16,283	14,994	△7.9
物 流 関 連 事 業	14,000	13,121	△6.3
食 品 製 造 設 備 関 連 事 業	1,910	1,473	△22.9
人 材 派 遣 関 連 事 業	5,882	4,303	△26.8
合 計	213,581	194,309	△9.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は5,623百万円で、その主な内容は次のとおりです。

当連結会計年度中に取得した主要設備

WARABEYA U.S.A.,INC.新工場建設工事	2,083百万円
吉川工場カップスープライン導入工事	672百万円

(3) 資金調達状況

設備投資に必要な資金は、自己資金および金融機関からの借入金によってまかなっています。

(4) 中長期的な経営戦略および優先的に対処すべき課題

2021年2月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループではレジャー・外出需要の縮小に伴う売上減少がみられました。一方で、従業員の感染症予防対策に取り組み、安定して商品を提供できる体制を維持してきました。今後の事業および業績への影響については、長期化した場合も想定し、引き続き注視していきます。

“食”の安全・安心に対する社会的要請、少子高齢化および人口構成の変化、ライフスタイルの多様化など、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、当社グループは、いかなる環境にも対応できる経営基盤を構築し、収益構造の強化を図るとともに、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指します。また、当社グループは、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。わらべや日洋株式会社では、2020年10月に環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・登録を受けました。今後も、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、社会の一員として様々な活動に継続して取り組んでいきます。

食品関連事業においては、消費者のニーズを的確に捉えた商品開発、コスト上昇に対応した商品規格の変更、生産性向上を目的とした省力化機械の導入推進や生産体制の見直しにより、国内コンビニエンスストア向け事業の拡充と収益力の強化を図ります。また、国内事業で培った商品開発力、生産技術力および品質・衛生管理力を海外事業に活用していくことで、さらなる成長に向けたグローバルな事業基盤を構築します。その他の事業においても、ビジネスチャンスを的確に捉え、強みを生かした事業拡大を図ります。

当社グループは、「衛生管理の徹底は他のいかなる業務よりも優先する」をモットーに、衛生管理指導を徹底しています。わらべや日洋株式会社では、食品衛生法における「HACCPに沿った衛生管理の制度化」導入の流れを受け、国内全工場「JFS-B」規格の適合証明を取得しています。今後も、品質管理と食品安全の一層の強化を図ります。

当社グループは、従業員の処遇改善、働きやすい職場環境の提供、女性および外国人従業員のさらなる活躍推進などにより従業員の定着率を向上させ、中長期的に人材基盤を強化します。

当社グループは、経営の監視機能および内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本としています。こうした中で、2021年2月に連結子会社である株式会社ソシアリンクが出入国管理及び難民認定法違反による有罪判決を受けました。株主や取引先をはじめ関係者の皆さまには、多大なご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。当社グループは、2021年1月に社内調査委員会を設置し、同年3月に社内調査委員会より調査報告書を受領しました。この調査結果および提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策およびグループガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	期 別	第 54 期 (2018年 2 月期)	第 55 期 (2019年 2 月期)	第 56 期 (2020年 2 月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (2021年 2 月期)
売 上 高 (百万円)		219,103	215,696	213,581	194,309
経 常 利 益 (百万円)		4,023	1,766	2,773	3,710
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		2,093	610	1,010	682
1 株当たり当期純利益 (円・銭)		119.40	34.78	57.55	39.04
総 資 産 (百万円)		86,888	84,635	86,078	82,273
純 資 産 (百万円)		44,286	44,242	44,523	44,372

- (注) 1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した期中平均株式数にて算出しております。
 3. 1 株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
わ ら べ や 日 洋 株 式 会 社	100百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
WARABEYA U.S.A.,INC.	20,000千米ドル	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
W P M F O O D S , L L C	8,400千米ドル	70.0%	[食品関連事業] WARABEYA TEXAS,INC.への出資 および事業経営参加
WARABEYA TEXAS,INC.	1.5米ドル	70.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売
株 式 会 社 日 洋	90百万円	100.0%	[食材関連事業] 食品用材料の仕入、販売
株 式 会 社 日 洋 フ レ ッ シ ュ	10百万円	100.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造 [食材関連事業] 食品用材料の加工
株 式 会 社 ベ ス ト ラ ン ス	50百万円	100.0%	[物流関連事業] 食品関係の配送
株 式 会 社 プ ロ シ ス タ ス	20百万円	100.0%	[食品製造設備関連事業] 食品製造設備等の販売
株 式 会 社 ソ シ ア リ ン ク	50百万円	100.0%	[人材派遣関連事業] 人材派遣、業務請負

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
 2. 当連結会計年度において商流変更したことにより、株式会社日洋フレッシュが営む事業の一部を食品関連事業に含めております。

②重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
北 京 旺 洋 食 品 有 限 公 司	16,000千米ドル	50.0%	[食品関連事業] 調理済食品の製造、販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当連結会計年度より、北京旺洋食品有限公司は重要性が増したため、持分法適用関連会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

当社グループの主な事業は、米飯群、調理パン群、惣菜群、和菓子などの調理済食品の製造、販売および食品用材料の仕入、加工、販売です。このほか、食品関係の配送、食品製造設備などの販売、人材派遣および業務請負などの事業を展開しています。

(8) 主要な営業所および工場 (2021年2月28日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区

② 子会社

名 称	所 在 地
わらべや日洋株式会社	本社：東京都新宿区 工場：東京工場（東京都武蔵村山市）等25工場
WARABEYA U.S.A.,INC.	米国ハワイ州ワイパフ
WPM FOODS,LLC	米国デラウェア州ウィルミントン市
WARABEYA TEXAS,INC.	米国テキサス州ルイスビル市
株式会社日洋	東京都新宿区
株式会社日洋フレッシュ	東京都新宿区
株式会社ベストランス	東京都東大和市
株式会社プロシスタス	東京都新宿区
株式会社ソシアリンク	東京都新宿区

(9) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)	対前期末比増減 (人)
食品関連事業	1,655 [5,856]	△72 [△1,150]
食材関連事業	94 [103]	△15 [12]
物流関連事業	217 [1,163]	△1 [△50]
食品製造設備関連事業	24 [-]	△14 [-]
人材派遣関連事業	157 [1,953]	△13 [△2,164]
全社 (共通)	33 [-]	△2 [-]
合計	2,180 [9,075]	△117 [△3,352]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均雇用人員 (1日8時間労働換算) を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (人)	対前期末比増減 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
33 [-]	△2 [-]	42.8	6.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均雇用人員 (1日8時間労働換算) を外数で記載しております。
2. 当社の従業員は、全て持株会社に所属しておりますので、セグメント別の記載は省略しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

(単位: 百万円)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	1,216
株式会社みずほ銀行	887
農林中央金庫	844
株式会社三菱UFJ銀行	171

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,625,660株（自己株式11,848株含む）
- (3) 株主数 17,285名
- (4) 一単元の株式 100株

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	2,195千株	12.46%
株 式 会 社 大 友 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	1,350千株	7.66%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	655千株	3.72%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	606千株	3.44%
大 友 啓 行	520千株	2.96%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	501千株	2.85%
わ ら べ や 日 洋 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 共 栄 会	497千株	2.82%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	480千株	2.73%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	472千株	2.68%
大 友 恭 子	283千株	1.61%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当社株式160,450株は、自己株式に含めておりません。

3. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大友啓行	わらべや日洋株式会社 代表取締役社長
取締役 副社長執行役員	辻 英 男	海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役副社長執行役員
取締役 常務執行役員	白 井 恒 久	国内食品関連事業担当 わらべや日洋株式会社 取締役常務執行役員 株式会社日洋フレッシュ 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	浅 野 直	財務企画部長 兼 総務部・人事部管掌 わらべや日洋株式会社 取締役常務執行役員
取締役 執行役員	繪 畑 将 英	経営企画部長
取締役 (監査等委員・常勤)	井 村 幹 男	わらべや日洋株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	古 川 紘 一	
取締役 (監査等委員)	姫 田 尚	公益社団法人中央畜産会副会長
取締役 (監査等委員)	谷 村 正 人	弁護士

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために井村幹男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役 (監査等委員) 古川紘一、姫田尚、谷村正人の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役 繪畑将英氏は、2020年5月28日開催の第56回定時株主総会において、新たに選任された取締役であります。
4. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
辻 英 男	取締役専務執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌	取締役副社長執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌	2020年3月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) 各氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (一名)	77百万円 (一百万円)	報酬限度額 確定金額報酬 300百万円 (2019年5月23日開催の株主総会決議) 業績連動型報酬(親会社株主に帰属する当期純利益基準) 150百万円 (2019年5月23日開催の株主総会決議)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	34百万円 (20百万円)	報酬限度額 80百万円 (2019年5月23日開催の株主総会決議)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、2015年5月28日開催の第51回定時株主総会において決議された、株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金繰入額19百万円が含まれております。
3. 当事業年度中に当社子会社の取締役を兼務した5名の取締役(監査等委員を除く)に対しては、上記とは別に当該子会社から合計93百万円の報酬が支払われております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員) 姫田尚氏は、公益社団法人中央畜産会の副会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 川 絃 一	当事業年度開催の取締役会12回および監査等委員会13回の全てに出席し、主に長年にわたる企業経営の見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	姫 田 尚	当事業年度開催の取締役会12回および監査等委員会13回の全てに出席し、農林水産省および内閣府において畜産行政や食品安全行政に従事した見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	谷 村 正 人	当事業年度開催の取締役会12回および監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 中長期的な経営戦略および優先的に対処すべき課題」に記載のとおり当事業年度中の2021年2月、連結子会社である株式会社ソシアリンクが出入国管理及び難民認定法違反による有罪判決を受けました。各社外取締役は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃より、豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等において子会社管理の課題と改善の必要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、組織体制の改善等について具体的な提言を行うなど、その職責を果たしております。なお、社外取締役の谷村正人氏は、本違反行為に係る社内調査委員会の委員として調査に加わり、事実関係の調査結果および原因と考えられる事象ならびに再発防止策の提言を記載した調査報告書作成に寄与いたしました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算出根拠などが適切かどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が7百万円あります。
4. 当社の子会社は、会計監査人に対して、非監査業務である原価管理に関するコンサルタント業務について対価を支払っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性および審査体制その他の会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを考慮し、監査等委員以外の取締役と緊密な連携を取りつつ、解任または不再任の決定を行うものとしています。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合には、速やかに会計監査人の解任または不再任について協議を行うこととしています。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

① 業務運営の基本方針

当社および当社グループ各社は、すべての役員（取締役、監査役）および使用人（社員、嘱託、派遣社員、契約社員、パートタイム従業員、その他当社および当社グループ各社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針として、以下を定める。

(イ) 当社および当社グループ各社は、中食業界のリーディングカンパニーとして、以下のグループ理念および経営理念の下、社会の要請に的確かつ迅速に対応することで、より企業価値を高め、持続的に成長する企業グループを目指す。

(ロ) 食材のトレーサビリティの確立、衛生管理、品質管理の徹底を最重要経営課題として、おいしく、安全で安心な食品の提供に努める。

<グループ理念>

私たちは「安全・安心」と「価値ある商品・サービス」の提供を通じて、お客様の健康で豊かな食生活に貢献します。

<経営理念>

- ・お客様のニーズを追求し、変革を推進します。
- ・コンプライアンスを実践し、透明性の高い経営を行い、社会から信頼される企業を目指します。
- ・人を育て、働きがいのある、環境にやさしい企業を目指します。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社および当社グループ各社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ内の経営管理・監督機能を担う持株会社である当社と事業の執行機能を担うグループ各社により企業集団を形成する。当社においては、監査等委員会設置会社としての経営管理体制の下、また、グループ各社においては、監査役設置会社としての経営管理体制の下、各々の権限に基づく責任を明確にしている。

(ロ) 当社および当社グループ各社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役および使用人に対する企業行動規範およびコンプライアンスマニュアルを定め、これらの遵守を図る。

(ハ) 当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、定期的に当社および当社グループ各社の役員および使用人に対して、コンプライアンスに対する研修・啓蒙を行う。当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、当社グループ各社は委員ないしオブザーバーとして、コンプライアンス委員会に参加する。

- (ニ)当社および当社グループ各社は、取締役会規程に基づき、月1回開催する取締役会および適宜開催する臨時取締役会により、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令・定款違反を未然に防止する。
- (ホ)当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の定める監査方針に従い、監査等委員会は取締役の職務執行に対し監査を実施する。
- (ヘ)当社は、社外取締役を複数選任し、当社の業務執行に対する監督機能の強化を図る。また、取締役の指名・報酬等の決定に関わる意思決定の透明性と客観性を確保するため、社外取締役2名を含む取締役4名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置する。
- (ト)当社および当社グループ各社は、法令・定款違反およびその他のコンプライアンスに関する重大な事実の社内報告体制として、社内では総務部法務・コンプライアンス室、社外では弁護士事務所を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行う。
- (チ)当社の監査等委員および当社グループ各社の監査役は、法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認める場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (リ)当社および当社グループ各社の取締役および使用人が、取締役および使用人の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査等委員会および取締役会に報告を行い、当社および当社グループ各社はその是正を行う。
- (ヌ)当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、反社会的勢力とは一切関係をもたず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然として対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ)当社および当社グループ各社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
- (ロ)当社の管理部門（総務部、人事部、財務企画部、以下「管理部門」という）管掌取締役は、当社グループ全社のリスクに関する事項の統括責任者であり、当社の総務部は、統括責任者を補佐する。
- (ハ)リスク統括責任者は、経営危機対応規程に基づき、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (ニ)当社の内部統制室は、当社および当社グループ各社の総務部門と連携し、当社および当社グループ各社の日常的なリスク管理の状況の監査を実施する。
- (ホ)当社の管理部門管掌取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会は定期的上記の体制の整備の進捗状況を評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行う。当社グループ各社は委員として、リスクマネジメント委員会に参加する。
- (ヘ)上記内部監査および評価の結果は、リスク管理に関する事項として定期的に当社の取締役会に報告される。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社および当社グループ各社は、月1回の定例取締役会および適宜開催する臨時取締役会にて、経営方針および経営上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督等を行う。
 - (ロ) 当社は、取締役社長を補佐する機関として「常務会」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための協議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について協議を行う。
 - (ハ) 当社グループ各社は、取締役社長を補佐する機関として「経営会議」（原則週1回開催）を設置し、取締役会の議論・審議を充実させるための協議を行うほか、経営上の重要な業務執行課題について協議を行う。
- (ニ) 当社および当社主要子会社は、業務執行に関する意思決定の迅速化および経営と業務執行の分離を図るため、執行役員制度を導入している。
- (ホ) 当社および当社グループ各社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年とする。
- (ヘ) 当社および当社グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (イ) 当社の管理部門管掌取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する。
 - (ロ) 当社の管理部門管掌取締役は、法令および管理部門管掌取締役が作成する文書管理に関する社内規程（文書保存規程および文書保存に関する基準）に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。
 - (ハ) 当社の取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ⑥ 当社および当社グループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社または当社主要子会社の経営幹部が当社グループ各社の非常勤役員を兼務することにより、各社の取締役会を通して、経営に関与し、経営管理を強化する。また、関係会社管理規程に則り、当社グループ各社の重要案件は、当社常務会、当社取締役会で協議、審議する体制とする。
 - (ロ) 当社経営企画部は、当社グループ全社の統括機能を有し、効率的なグループ経営を推進する。
 - (ハ) 当社の監査等委員会は、会計監査人および当社内部統制室と連携し、グループの連結経営に対応した、グループ全体の監査・監督を行う。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。
 - (ロ) 当社および当社グループ各社の内部統制の整備・運用状況の評価については、内部統制室が統括する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会の指示の実効性に関する事項
- (イ) 当社は、内部統制室に監査等委員会の事務局を設置し、同室のスタッフが監査等委員会の運営に関する事務を行う。
- (ロ) 事務局スタッフの人事および変更などについては、事前に監査等委員会の同意を要することとしている。
- (ハ) 事務局スタッフへの指示は取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して行われることとしており、その事務局スタッフは監査等委員の指示に基づきその業務を行う。
- ⑨ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- (イ) 当社の監査等委員は、取締役会、常務会等に出席し、重要な報告を受ける。
- (ロ) 当社および当社グループ各社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を報告する。
- (ハ) 前号にかかわらず、当社の監査等委員はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ各社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (ニ) 当社および当社グループ各社は、社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社の監査等委員会は、必要に応じて各取締役および重要な使用人からの個別のヒアリングを行う機会を設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。
- (ロ) 会計監査人または当社の取締役もしくはその他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告しなければならない。
- (ハ) 当社の取締役、当社グループ各社の役員、当社および当社グループ各社の使用人およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接または間接的に当社の監査等委員会に報告することができる。
- (ニ) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。
- (ホ) 当社は、監査等委員が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、下記のとおりです。

① 法令・定款への適合を確保するための体制

コンプライアンス徹底のための施策

- ・コンプライアンス委員会を中心に法令遵守体制の点検・強化を行っています。
- ・新卒・中途採用者など新たに入社した社員に対する研修のほか、既存社員に対する各階層別研修においてコンプライアンス研修を実施しています。
- ・コンプライアンスに関するアンケートを当社および当社グループ各社に隔年で実施しています。当連結会計年度は、当社および主要事業会社であるわらべや日洋株式会社において実施しました。

② 損失の危険の管理に関する体制

- ・当社の管理部門管掌取締役を委員長とする当社および当社グループ各社合同のリスクマネジメント委員会を定期的開催しています（当連結会計年度は1回開催）。当委員会はリスク管理体制の強化や関連規程の充実を図るとともに、潜在リスクを評価し、その低減対応策の検討も実施しています。

③ 効率的な職務執行を確保させるための体制

- ・当連結会計年度において取締役会を12回開催し、重要案件の審議の充実、意思決定の迅速化に注力しました。審議の効率化のため、資料の事前配布と社外取締役への案件事前説明などを実施しています。
- ・社内取締役2名、社外取締役2名で構成される指名・報酬諮問委員会を3回開催しました。取締役会の諮問に基づき、取締役の候補者選任案を審議、また、取締役の報酬総額について審議し、審議結果を取締役に答申しました。

④ 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

- ・当社監査等委員会は、代表取締役、会計監査人および内部統制室とそれぞれ定期的に意見交換等を行っています。監査等委員は、取締役会をはじめ常務会、リスクマネジメント委員会、労災防止委員会等の会議に出席し、監査等委員会監査の実効性の確保に努めています。また、当社グループの役員および使用人は当社監査等委員会から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っています。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,433	流 動 負 債	23,539
現金及び預金	8,946	支払手形及び買掛金	9,195
受取手形及び売掛金	16,101	1年内返済予定の長期借入金	607
商品及び製品	1,975	リース債務	2,159
原材料及び貯蔵品	901	未払金	8,251
その他の	1,508	未払法人税等	812
貸倒引当金	△0	賞与引当金	1,252
		その他の	1,260
固 定 資 産	52,840	固 定 負 債	14,361
有 形 固 定 資 産	44,477	長期借入金	2,806
建物及び構築物	22,852	リース債務	5,640
機械装置及び運搬具	3,417	退職給付に係る負債	4,148
土地	11,890	役員株式給付引当金	179
リース資産	6,064	資産除去債務	1,411
建設仮勘定	38	その他の	176
その他の	214	負 債 合 計	37,900
無 形 固 定 資 産	677	(純 資 産 の 部)	
のれん	153	株 主 資 本	44,475
リース資産	0	資 本 金	8,049
その他の	522	資 本 剰 余 金	8,100
投 資 そ の 他 の 資 産	7,685	利 益 剰 余 金	28,693
投資有価証券	512	自 己 株 式	△367
繰延税金資産	3,425	その他の包括利益累計額	△311
その他の	3,913	その他有価証券評価差額金	116
貸倒引当金	△166	繰延ヘッジ損益	1
資 産 合 計	82,273	為替換算調整勘定	△262
		退職給付に係る調整累計額	△166
		非 支 配 株 主 持 分	208
		純 資 産 合 計	44,372
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,273

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		194,309
売上原価		162,994
売上総利益		31,314
販売費及び一般管理費		27,982
営業利益		3,332
営業外収益		
受取利息及び配当金	319	
その他の	460	780
営業外費用		
支払利息	98	
その他の	302	401
経常利益		3,710
特別利益		
固定資産売却益	61	61
特別損失		
減損	1,673	
その他の	96	1,770
税金等調整前当期純利益		2,001
法人税、住民税及び事業税	1,166	
法人税等調整額	74	1,241
当期純利益		760
非支配株主に帰属する当期純利益		77
親会社株主に帰属する当期純利益		682

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,049	8,100	28,560	△213	44,496
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△704	—	△704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	682	—	682
持分法の適用範囲の変動	—	—	154	—	154
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△153	△153
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	133	△153	△20
当 期 末 残 高	8,049	8,100	28,693	△367	44,475

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	90	1	△89	△156	△154	181	44,523
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	682
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	—	154
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△153
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	25	△0	△172	△10	△157	27	△129
当 期 変 動 額 合 計	25	△0	△172	△10	△157	27	△150
当 期 末 残 高	116	1	△262	△166	△311	208	44,372

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,188	流 動 負 債	2,006
現 金 及 び 預 金	7,559	1年内返済予定の長期借入金	242
営 業 未 収 入 金	150	未 払 金	82
前 払 費 用	102	未 払 法 人 税 等	219
短 期 貸 付 金	1,371	未 払 消 費 税	49
そ の 他	5	預 り 金	1,338
貸 倒 引 当 金	△1	前 受 収 益	71
		そ の 他	1
固 定 資 産	32,722	固 定 負 債	1,477
有 形 固 定 資 産	14,159	長 期 借 入 金	1,274
建 物	4,583	役 員 株 式 給 付 引 当 金	179
土 地	9,573	そ の 他	23
そ の 他	2	負 債 合 計	3,484
無 形 固 定 資 産	3	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	3	株 主 資 本	38,313
投 資 そ の 他 の 資 産	18,559	資 本 金	8,049
投 資 有 価 証 券	483	資 本 剰 余 金	8,143
関 係 会 社 株 式	839	資 本 準 備 金	8,143
長 期 貸 付 金	16,056	利 益 剰 余 金	22,487
差 入 保 証 金	970	利 益 準 備 金	184
繰 延 税 金 資 産	145	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,303
そ の 他	64	土 地 圧 縮 積 立 金	14
資 産 合 計	41,911	別 途 積 立 金	8,902
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,387
		自 己 株 式	△367
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	113
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	113
		純 資 産 合 計	38,426
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,911

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,878
営 業 費 用	1,042
営 業 利 益	835
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	115
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	25
そ の 他	1
経 常 利 益	924
税 引 前 当 期 純 利 益	924
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	232
法 人 税 等 調 整 額	△3
当 期 純 利 益	696

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	8,049	8,143	8,143	184	14	8,902	13,395	22,495
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△704	△704
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	696	696
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	△8	△8
当 期 末 残 高	8,049	8,143	8,143	184	14	8,902	13,387	22,487

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計	
	自 株	己 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
当 期 首 残 高		△213	38,475	88	88	38,564
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		—	△704	—	—	△704
当 期 純 利 益		—	696	—	—	696
自 己 株 式 の 取 得		△153	△153	—	—	△153
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		—	—	24	24	24
当 期 変 動 額 合 計		△153	△162	24	24	△137
当 期 末 残 高		△367	38,313	113	113	38,426

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

わらべや日洋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、わらべや日洋ホールディングス株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、わらべや日洋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

わらべや日洋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わらべや日洋ホールディングス株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の株式会社ソシアリンクの出入国管理及び難民認定法違反事件については、社内調査委員会の分析結果を踏まえた再発防止策を策定し、再発防止に取り組んでいることを確認しており、引き続き、その取組状況を注視してまいります。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月27日

わらべや日洋ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	井	村	幹	男	Ⓢ
監査等委員	古	川	紘	一	Ⓢ
監査等委員	姫	田		尚	Ⓢ
監査等委員	谷	村	正	人	Ⓢ

(注) 監査等委員古川紘一、姫田尚及び谷村正人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策と位置付け、連結配当性向25%をめどに配当を実施していくことを基本方針としておりますが、当期の期末配当につきましては、当期業績を踏まえつつ、株主の皆様への利益還元を重視する観点から配当の安定性等を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金40円
総額704,552,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年5月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループは、今後の業務範囲の拡大および新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加変更するものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理することならびに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(32) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><新設></p> <p>(<u>33</u>)～(38) (条文省略)</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理することならびに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(32) (現行どおり)</p> <p>(<u>33</u>) <u>教育研修の受託</u></p> <p>(<u>34</u>)～(<u>39</u>) (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	大友啓行 (1962年1月30日生) 再任	1988年1月 株式会社日洋入社 1991年5月 当社取締役 ぐるめ事業部次長 1992年3月 当社取締役 営業部惣菜担当部長 1998年5月 当社常務取締役 2003年5月 当社常務取締役 管理本部長 2005年10月 当社取締役 株式会社日洋 代表取締役社長 2009年5月 当社常務取締役 統括事業本部長 2011年8月 当社専務取締役 統括事業本部長 2012年3月 当社専務取締役 生産本部長 2014年4月 当社代表取締役副社長 生産本部長 2015年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 2016年9月 わらべや日洋株式会社 代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 代表取締役社長	520,800株
	【選任理由】		
	大友啓行氏は、当社グループにおいて、営業、生産、管理業務等、様々な分野で経験と実績を重ね、事業の経営に携わってまいりました。2015年からは、当社の代表取締役社長を務めており、当社の事業および会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	辻 英 男 (1964年1月21日生) 再任	1997年2月 株式会社ニチヨーキャリア（現株式会社バストランス）入社 2003年5月 同社取締役 営業本部長 兼 事業推進部長 2006年5月 同社常務取締役 2011年5月 わらべや北海道株式会社 代表取締役社長 2013年3月 わらべや東海株式会社 代表取締役社長 2016年5月 わらべや関西株式会社（現わらべや日洋株式会社）代表取締役社長 2016年9月 同社取締役 執行役員 西日本事業本部長 2017年6月 同社取締役 執行役員 海外事業部長 兼 品質保証部管掌 2018年5月 当社取締役 常務執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 2019年3月 当社取締役 専務執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 2020年3月 当社取締役 副社長執行役員 海外事業担当 兼 経営企画部・品質保証部管掌 （現在に至る） わらべや日洋株式会社 取締役 副社長執行役員 （現在に至る） （重要な兼職の状況） わらべや日洋株式会社 取締役 副社長執行役員	3,300株
【選任理由】 辻英男氏は、当社グループにおいて、営業、生産、品質保証、海外事業等に携わり、様々な分野で経験と実績を重ねております。2019年から当社の取締役専務執行役員、2020年からは取締役副社長執行役員を務めており、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	え ば た ま さ ひ で 繪 畑 将 英 (1973年9月25日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2010年1月 当社入社 2015年3月 北京旺洋食品有限公司 総経理 2018年5月 当社執行役員 経営企画部長 2019年9月 株式会社プロシスタス 代表取締役社長 2020年5月 当社取締役 執行役員 経営企画部長 (現在に至る)	1,200株
	【選任理由】 繪畑将英氏は、当社グループにおいて、海外事業、経営企画等に携わり、様々な分野で経験と実績を重ねております。この経験を生かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社グループは、保険会社との間で、グループ各社の取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
 被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
 保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	井村幹男 (1956年12月20日生) 再任	2007年4月 当社入社 2011年5月 当社経営戦略部長 2013年5月 当社常勤監査役 わらべや関西株式会社(現わらべや日洋株式会社) 監査役 (現在に至る) 2019年5月 当社取締役(常勤監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) わらべや日洋株式会社 監査役	2,400株
<p>【選任理由】 井村幹男氏は、金融機関での経験に加え、当社において経営企画部門を担当し、その後は監査役として、当社グループの経営全般の監査を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	姫田尚 (1955年6月15日生) 再任	1979年4月 農林水産省入省(畜産局) 2011年8月 大臣官房審議官(消費・安全局) 2012年9月 内閣府食品安全委員会事務局長 2016年9月 公益社団法人中央畜産会参与 2016年11月 同法人総括参与 2017年5月 当社社外取締役 2017年6月 公益社団法人中央畜産会副会長 (現在に至る) 2019年5月 当社社外取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 公益社団法人中央畜産会副会長	600株
<p>【選任理由および社外取締役として期待される役割の概要】 姫田尚氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、農林水産省および内閣府において畜産行政や食品安全行政の分野で指導的な役割を果たし、その後は、社外取締役として、当社グループの経営に対して監督と助言を行っております。その豊富な知識と経験に基づき、独立の立場から当社グループの経営を監視・監督することを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	吉 峯 英 虎 (1954年10月22日生) 新任	1978年4月 味の素株式会社入社 2000年4月 味の素冷凍食品USA社 社長 2008年4月 味の素株式会社執行役員外食デリカ事業部長 2011年6月 味の素冷凍食品株式会社 代表取締役社長 2019年6月 同社退任	0株
	<p>【選任理由および社外取締役として期待される役割の概要】</p> <p>吉峯英虎氏は、味の素冷凍食品株式会社代表取締役社長の8年を含め、長年にわたって味の素グループの幹部として経営に携っております。当社グループとしては、食品会社の経営者としての豊富な知識と経験に基づき、独立の立場から当社グループの経営を監視・監督することを期待しております。</p>		
4	原 田 史 緒 (1974年5月3日生) 新任	2000年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） みのり総合法律事務所 入所 2012年8月 四季の風総合法律事務所設立 (現在に至る) 2016年4月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2020年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (現在に至る)	0株
	<p>【選任理由および社外取締役として期待される役割の概要】</p> <p>原田史緒氏は、長年、弁護士として労務問題・ハラスメント問題など企業のコンプライアンスについて活躍しております。当社グループとしては、直接会社の経営に関与したことはありませんが、法律の専門家としての豊富な知識と経験に基づき、独立の立場から当社グループの経営を監視・監督することを期待しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 姫田尚氏、吉峯英虎氏および原田史緒氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 姫田尚氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、井村幹男氏および姫田尚氏との間に会社法第427条第1項および当社定款第32条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、吉峯英虎氏および原田史緒氏が選任された場合、会社法第427条第1項および当社定款第32条の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

6. 当社グループは、保険会社との間で、グループ各社の取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年6月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、井村幹男氏および姫田尚氏は引き続き被保険者となり、吉峯英虎氏および原田史緒氏は新たに被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
7. 当社は姫田尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、吉峯英虎氏および原田史緒氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
9. 姫田尚氏が当社の社外取締役として在任中の2021年2月、連結子会社である株式会社ソシアリンクが出入国管理及び難民認定法違反による有罪判決を受けました。同氏は本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃より、豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等において子会社管理の課題と改善の必要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、組織体制の改善等について具体的な提言を行うなど、その職責を果たしております。

以 上

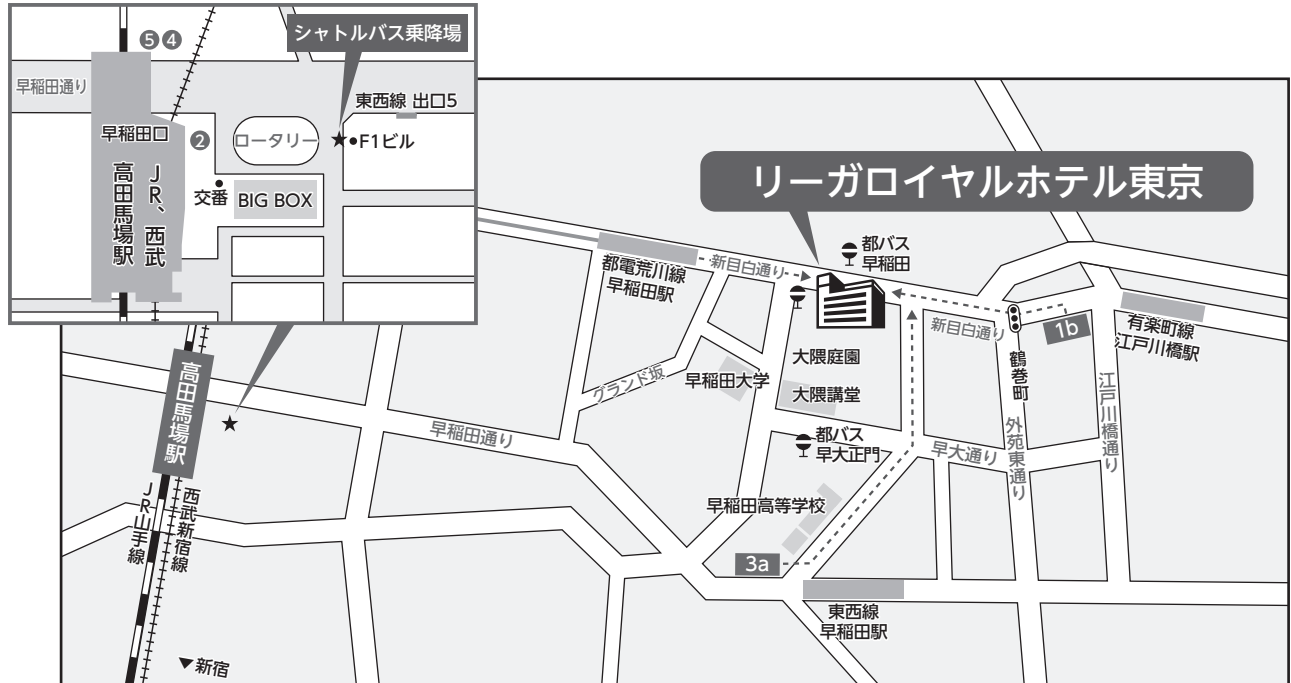
株主総会会場ご案内図

会場

リーガロイヤルホテル東京3階「ロイヤルホールⅡ」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

電話 03-5285-1121



(駐車場のご用意はいたしていませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。)

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 東西線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
→早稲田下車
- 乗り場 早大正門行き(学02系統) →早大正門下車
- ★無料シャトルバスも運行いたしております。

〈無料シャトルバスをご利用の場合〉

- ★JR山手線、西武新宿線「高田馬場駅」、早稲田口を出てロータリーを渡った右手、または東京メトロ東西線「高田馬場駅」5番出口すぐ、駅前ロータリー内F Iビル前
(発車時刻 午前9時10分、午前9時25分、午前9時40分)

交通のご案内

わらべや日洋ホールディングス株式会社

〒162-8020 東京都新宿区富久町13番19号

電話 03-5363-7010 (代表)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。